

外ヶ浜町地域見守り隊活動実施要領

(目的)

第1 県が実施する「人口減少社会に対応した生活支援体制構築事業」の取組として、外ヶ浜町（以下「町」という。）において、事業活動を営む事業者等と行政機関が相互に連携し、事業者等が業務を営む中で、町に暮らす住民の日常生活での異変と思われる状況等を発見した場合に、行政機関に連絡する体制の整備を促進することにより、住民が安心して暮らすことができる地域づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 対象者 日常生活の状況等から判断して、安否確認や、安否確認を通じた問題の発見等の支援が必要と思われる町住民とする。
- (2) 事業者等 町で事業活動を営む法人その他団体及び個人等とする。
- (3) 見守り活動 事業者等が業務活動中において、対象者の日常生活での異変と思われる状況等を発見した際に行政機関へ連絡することとする。
- (4) 地域見守り隊 見守り活動を行う事業者等とする。

(手続き)

第3 事業者等が地域見守り隊の活動の参加を希望する場合は、町に対して「外ヶ浜町地域見守り隊活動参加申込書」（様式1）により申し込むこととする。

2 事業者等が地域見守り隊の活動を中止又は廃止する場合には、町に対して「外ヶ浜町地域見守り隊活動中止・廃止申出書」（様式2）により通知することとする。

(協定の締結)

第4 事業者等と町は、地域見守り隊の活動に関する基本的な決定事項について協定を取り交わすこととする。

2 協定書に定めるもののほか、地域見守り隊の活動の具体的内容については、事業者等と町が協議の上決定することとする。

(県の役割)

第5 県は、地域見守り隊活動を実施し、又は実施を希望する事業者等と町との連携・調整を行うとともに、地域見守り隊の活動内容について助言することとする。

2 県は、地域見守り隊の活動状況を県ホームページ等に掲載し、事業者等への地域見守り隊の活動への参加を呼びかけるとともに、他市町村への取組の波及に努めることとする。

(連絡調整会議の開催)

第6 県は、事業を円滑に実施するために、事業者等と町及び県の関係部局を招集し、地域見守り隊の活動に係る連絡調整会議を開催することができるものとする。

(個人情報の保護)

第7 地域見守り隊の活動に参加する事業者等の構成員は、活動に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、対象者等の個人情報の保護に努めなければならない。

附 則

この要領は、平成23年 8月29日から実施する。

(様式1)

外ヶ浜町地域見守り隊活動参加申込書

(団体名)は、この活動の趣旨に賛同し、業務活動中において、外ヶ浜町に暮らす住民の日常生活における異変等と思われる状況を発見(予見)した場合は、協定に基づく方法等によって、行政機関に通報を行う活動に参加します。

なお、協力機関として、県及び外ヶ浜町がホームページ等で企業名、所在地、主な活動内容等について公表することに同意します。

平成 年 月 日

外ヶ浜町長 森内 勇 様

所 在 地
事 業 者 名
代 表 者 氏 名

(様式2)

外ヶ浜町地域見守り隊活動中止・廃止申出書

(団体名) は、 年 月 日をもってこの活動への参加を中止・廃止します。

平成 年 月 日

外ヶ浜町長 森内 勇 様

所在地

事業者名

代表者氏名

外ヶ浜町地域見守り隊活動に関する協定書

(団体名) (以下「甲」という。) 及び外ヶ浜町 (以下「乙」という。) は、地域見守り隊活動の実施に関し、次のとおり協定を締結した。

(目的)

第1条 この協定は、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができることを目指して、甲及び乙が相互に協力し、地域の見守り活動を通じて地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(活動の対象とする地域)

第2条 この協定による活動の対象となる地域は、外ヶ浜町のうち、甲が日常的に業務を行う地域とする。

2 前項に規定する日常的に業務を行う地域については、甲と乙が別途協議して定めるものとする。

(甲の責務)

第3条 甲は、その構成員等に対してこの協定の趣旨を周知し、日常の業務の範囲において協力可能な体制の整備を行うものとする。

2 甲は、日常の業務の範囲において、対象地域の住民に関して何らかの異変等を察知した場合は、速やかに乙に連絡し、又は通報するものとする。

3 前項の連絡又は通報 (以下「連絡等」という。) は、良心に基づき誠実に行うものとする。

(乙の責務)

第4条 乙は、その職員に対してこの協定の趣旨を周知し、円滑な連絡通報体制の整備を行うものとする。

2 乙は、前条第2項の連絡等を受けた場合には、速やかに関係機関と連携し、必要な対応を行うものとする。

3 乙は、甲の要請に応じて活動に必要な情報を提供し、円滑な実施に努めるものとする。

4 乙は、地域住民に対して協定の趣旨を広報するなど、甲の活動が円滑に進むために必要な支援を行うものとする。

(個人情報の保護)

第5条 甲及び乙は、この協定の実施に当たり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

(相互連携)

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、各種情報交換を行う等、相互連携の強化に努めるものとする。

(協議)

第7条 社会情勢の変遷等によって、この協定の内容に疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じ、甲及び乙で協議して定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1月前までに、甲及び乙のいずれからも文書による終了の意思表示がないときは、当該期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定を延長するものとし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が署名のうえ、各1通を保管する。

平成 年 月 日

甲 (住 所)
(団体・役職・氏名)

乙 青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋44-2
外ヶ浜町長 森内 勇

外ヶ浜町地域見守り隊活動 Q & A (平成23年8月29日現在)

Q 1 何をするの？

A 2 外ヶ浜町の家々をお仕事で訪れた時に、何か異変がないか気を配っていただき、異変を感じたときに通報していただきます。

Q 2 異変ってなに？

A 2

- ・新聞や郵便物がたまっている
- ・雨なのに外に洗濯物が干してある
- ・玄関戸が開けっ放し
- ・昼なのに電気がつけっぱなし（夜なのに暗いまま）
- ・呼びかけても応答がない
- ・玄関から道路まで雪の踏みあとがない
- ・とにかく何かおかしい…

といったところでしょうか。業務のスタイルに合わせて確認できることで結構です。

Q 3 それで何を知るつもり？

A 3 住民の方の安否確認と、安心を与える意味を持ちます。例えば、具合が悪くなっても、早期発見で救われる命が多くあります。皆さんにさせていただくことは「初動」のひとつと御理解いただければと思います。

Q 4 異変はそんなもので足りる？

A 4 足りないと思います。皆さんが活動する中で気づいた点を教えてください、このQ & Aを改良していきます。

Q 5 見守られる人は誰？

A 5 外ヶ浜町に暮らす方であれば、特に指定はしませんが、高齢者世帯、障害者世帯などが考えられます。

Q 6 見守りはどういう風に進めればよい？

A 6 未永く活動を続けていただくため、見守りは、本来業務に支障や負担をもたらさない程度で結構です。

Q 7 異変を感じるには個人差があると思うけど？

A 7 県は連絡調整会議を開いて、事業者さんの活動状況や情報交換を行って、皆さんの意見を聞きながらこの事業を盛り上げていきたいと思っています。

また、会議に出られない事業者さんのために、県では、皆さんの活動事例集を県庁ホームページ、あるいはニューズレターなどでお知らせしたいと考えており、事業者の皆さんの共通理解、認識をいただきながらこの事業を進めていきたいと思っています。

Q 8 異変を感じたら、どこに連絡すればよい？

A 8 外ヶ浜町役場地域包括支援センター 電話 0174-31-1241（地域見守り隊担当）へお電話ください。

なお、明らかな事件・事故、火災・救急などの緊急時は、警察あるいは消防へお電話ください。

Q 9 休日や時間外対応は？

A 9 外ヶ浜町役場 0174-31-1111 へお電話いただければ、当宿直員がお受けします。

Q 10 連絡したあとはどうなるの？

A 10 役場が直接訪問又は関係機関（社会福祉協議会や民生委員など）に連絡して、対応します。

Q 11 活動するときの注意点は？

A 11 見守りで感じた異変を、取り急ぎご近所さんにお知らせすることは考えられますが、見守り活動で知った個人に関する情報を、その人が特定できるような形で関係者以外の人に教えてしまうようなことのないよう、個人情報の保護に配慮してください。